

別表 3

I ③ 都又は保健所設置区・市から休業要請を受けた事業所に対する補助基準単価

1 対象事業所・施設 (※1, 2)		2 基準単価 (千円) (※3, 4)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
	療養介護	1,978	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
通所系サービス事業所	生活介護	631	事業所		
	自立訓練 (機能訓練)	288	事業所		
	自立訓練 (生活訓練)	228	事業所		
	就労移行支援	221	事業所		
	就労継続支援A型	279	事業所		
	就労継続支援B型	294	事業所		
	児童発達支援	271	事業所		
	医療型児童発達支援	172	事業所		
	放課後等デイサービス	257	事業所		
	短期入所	146	事業所		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

(※3) 基準単価は、対象となる経費の支出年度単位でそれぞれ適用する。なお、令和3年度分の経費について、令和3年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

(※4) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。